

(仮)宇治市未来につなぐ都市づくりプラン検討委員会設置要項

(設置)

第1条 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条第1項の規定に基づく立地適正化計画を策定するため、(仮)宇治市未来につなぐ都市づくりプラン検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) (仮)宇治市未来につなぐ都市づくりプランの策定に関する事項
- (2) その他、(仮)宇治市未来につなぐ都市づくりプランに関連し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の互選により選出する。
- 3 会長は会議を総理する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けるときはその職務を代理する。

(委員会欠席の届出)

第5条 委員は、委員会に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に届け出るものとする。

(委員の代理)

第6条 委員の代理は認めない。ただし、第3条に規定する委員のうち関係団体委員及び関係行政機関の職員については、当該委員が属する機関の職員にその職務を行わせることができる。この場合においては、あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。

(委員会の開催)

第7条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(委員会の公開)

第8条 委員会は、原則公開とする。ただし、会長又は委員の発議により、出席した委員の過半数をもって議決したときは、委員会の全部又は一部を公開しないことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(補足)

第10条 この要項に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、委員会に諮って会長が定めるものとする。

附 則

この要項は、令和4年11月29日から施行する。